佐久市例規データベース構築・維持更新等業務企画提案者審査委員会設置要領

（設置）

第1条　佐久市例規データベース構築・維持更新等業務に係る公募型プロポーザルについて、公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市例規データベース構築・維持更新等業務企画提案者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（審査事項）

第2条　審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（1）プロポーザル実施要領の承認に関すること。

（2）企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること。

（3）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条　審査委員会は、委員5人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（1）　佐久市総務部長

（2）　佐久市総務部総務課長

（3）　佐久市総務部人財課長

（4）　佐久市総務部税務課長

（5）　佐久市教育委員会社会教育部生涯学習課長

（任期）

第4条　委員の任期は、選任の日から受託候補者決定日までとする。

（委員長等）

第5条　審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長をもって充て、副委員長は総務課長をもって充てる。

2　委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　審査委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

4　審査委員会の会議は、非公開とする。

（秘密の保持）

第7条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条　審査委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第9条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要領は、令和8年10月6日から施行する。

（この要領の失効）

2　この要領は、本業務の契約締結の日をもって、その効力を失う。